

令和 6 年度第 21 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 7 年 1 月 28 日

担当部・課：保健福祉部子育て支援課〔内線 2551〕

① 件 名
石巻市こどもまんなか推進事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 こども基本法において、「こどもの意見を表明する機会の確保」と「こども等の意見の反映」について規定されたほか、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指したこども大綱が閣議決定されたことで、これまで以上に、こども・若者・子育て当事者等の声や意見、視点を踏まえたこども等に関する計画策定、施策の推進が求められている。 【目的】 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すとともに、地域への愛着（シビックプライド）の醸成を図り、本市へ住み続けたいと思うこども・若者の増加につなげるもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 こども基本法（令和 4 年法律第 77 号） こども大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定） 子どもの居場所づくりに関する指針（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定） 石巻市子どもの権利に関する条例（平成 21 年条例第 4 号） 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実 3 子どもが安心して過ごせる環境を整備する
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 5 年 4 月 こども基本法施行 7 月 こども基本法に関する市職員研修 12 月 こども大綱閣議決定 令和 6 年 1 月 石巻市こどもまんなか宣言 2 月 石巻市こども計画策定に向けた各種ニーズ等アンケート調査実施 7 月～8 月 こども・若者委員ワークショップ（2 回） 10 月 総合計画実施計画裁定（令和 7 年度～令和 9 年度） 令和 7 年 1 月 令和 7 年度当初予算裁定
⑤ 主な内容
こども・若者からの意見聴取等について、以下の取組を実施する。 1 対面版 こども・若者委員によるワークショップ等（8 回程度）を実施する。 （委員：市内在住・在学・在勤の小学 4 年生から 39 歳までの方 20 名程度） 2 デジタル版 こども・若者等がいつでも意見が言えるオンライン環境を整備する。 3 こども・若者企画実現プロジェクト こどもや若者が自ら企画・立案する「こどもまんなかアクション」の実現を支援する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。） 【影響・効果】 こどもや若者から意見を聴取することでニーズをよりの確に把握し、施策がより実効性のあるものになる。 また、子どもや若者にとっても、自らの意見が十分に聴かれ、社会に何らかの影響や変化をもたらす経験は自己肯定感や社会の一員として主体性を高め、地域への愛着を醸成することにつながる。 【市財政への負担】（令和7年度当初予算額） 業務委託料等 1, 0 7 0 千円 （財源） 一般財源
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日 令和7年 2月 市議会第1回定例会において関係予算案について提案 3月 石巻市こどもまんなか推進事業実施要綱制定 （施行予定年月日：令和7年4月1日） 4月 市ホームページやSNS等により周知
⑨ その他